

京都大学	博士 (法 学)	氏名	高橋 陽一
論文題目	多重代表訴訟制度のあり方ー必要性と制度設計ー		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、企業グループにおける適切なコーポレート・ガバナンスを確保する手段として、多重代表訴訟制度は必要であるか、必要であるとすればどのような制度設計が望ましいかについて検討するものである。</p> <p>第1章（日本法の現状と課題）では、日本法の現状把握に基づき、検討すべき課題が明らかにされる。次期会社法改正により、多重代表訴訟制度の創設が予定されているところ、同制度の導入については、次の3つの課題が存在すると考えられる。</p> <p>第1に、代表訴訟制度一般のレベルにおいて検討すべき問題がある。具体的には、濫用的な訴訟への対処、および被告の範囲に関する問題である。また、その前提として、および多重代表訴訟制度の意義を考察する前提として、代表訴訟制度の意義自体についても、再確認する必要がある。第2に、親会社取締役の子会社管理責任を追及することの実効性と適切性を検討する必要がある。その上で、同責任の追及と多重代表訴訟制度との関係についても、考察する必要がある。第3に、以上2つの課題の検討結果を前提として、多重代表訴訟制度の必要性および望ましい制度設計について、今一度検討する必要がある。</p> <p>第2章（アメリカ法の考察）では、アメリカ法の状況が考察される。まず、第1節では、アメリカにおける多重代表訴訟制度について、歴史的経緯に沿った考察がなされる。多重代表訴訟は、19世紀後半に誕生したのち、多くの判例と学説を経て、通常の代表訴訟を拡張したものとして理解されるようになった。すなわち、「二重代表訴訟は、親会社株主が親会社の代表訴訟提起権を親会社に代わって行使することによって、提起される訴訟である」という理解である。もっとも、近年、多重代表訴訟に関する新たな理解が登場している。それは、「二重代表訴訟は、親会社株主が親会社の子会社に対する支配権を親会社に代わって行使することによって、提起される訴訟である」という理解である。どちらの理解のもとでも、多重代表訴訟に関して、通常の代表訴訟にはない特別な制約が設けられているわけではない。多重代表訴訟は、通常の代表訴訟の延長線上にある制度として位置づけられている。</p> <p>次に、第2節では、親会社取締役の子会社管理責任の追及に関する議論が分析される。アメリカでは、同責任の追及を認める判例が、少数ながら存在する。しかし、学説は、このような判例に反対しており、「損害が子会社において第一次的に生じた場合、その賠償は子会社に対してなされるべきであり、親会社株主は、多重代表訴訟を提起することによって、救済を受けるべきである」と主張している。実際上も、親会社取締役の子会社管理責任が追及されることは少なく、多重代表訴訟によって不正行為者自身の責任が追及されること</p>			

が多い。

最後に、第3節では、アメリカにおける代表訴訟制度一般の意義について考察がなされる。かつて、代表訴訟制度は、経営者に対する規律づけの手段として、重要な役割を担っていた。しかし、1970年代以降、代表訴訟は手続上大幅に制約されるようになった。その背景には、当時のアメリカ社会の状況のほか、弁護士による濫訴が深刻であったこと、およびコーポレート・ガバナンスにおける他の規律づけ手段が発達してきたことがあった。手続上の制約の結果、代表訴訟の規律づけの手段としての役割は小さくなった。しかし、事件の種類によっては、代表訴訟は、現在でも規律づけの手段として一定の意義を有している。

第3章（わが国における課題の検討）では、前記課題を検討することを通じて、多重代表訴訟制度の必要性と制度設計のあり方について、検討がなされる。

まず、第1節では、代表訴訟制度一般における問題が考察される。大規模な会社において、代表訴訟制度は、損害の填補よりも、むしろ不正の抑止や法規範の形成の面で大きな意義を有し、当該会社を越えて社会全体に便益を及ぼしている。濫用的訴訟の該当性の判断においても、社会全体における当該訴訟の便益と費用を衡量すべきであるが、わが国では濫訴の問題は深刻ではないため、新たな濫訴対策の要否は慎重に検討すべきである。提訴懈怠の可能性は、役員間の同僚意識だけでなく、提訴判断機関の自己保身や支配株主からの圧力によっても生じる。現行法上、代表訴訟の被告の範囲が基本的に役員等に限定されているのは、不十分であり、重要な使用人および支配株主等の責任も、代表訴訟の対象に含めるべきである。

次に、第2節では、親会社取締役の子会社管理責任について考察がなされる。同責任の追及は、子会社役員に対する規律づけとしては不十分であり、かつ、責任関係の処理としても問題がある。子会社役員への十分な規律づけ、および責任関係の適切な処理のためには、多重代表訴訟制度が必要である。

最後に、第3節では、多重代表訴訟制度の必要性および具体的な制度設計について検討がなされる。企業グループにおける適切なコーポレート・ガバナンスの確保のために、多重代表訴訟制度は必要であり、広くその活用の可能性を認めるべきである。しかし、創設予定の多重代表訴訟制度には、多くの制約が付されている。特に、1%の持株要件は、わが国の代表訴訟の実態に照らすと、重大な制約である。これらの制約の多くは撤廃されるべきである。

(論文審査の結果の要旨)

わが国では、近年、多くの企業がグループ経営を行うようになっており、代表訴訟制度による規律づけを子会社の取締役等にも及ぼすため、親会社株主が子会社取締役等の子会社に対する責任を追及することを認める制度（多重代表訴訟制度）を創設すべきではないかが、立法論上の重要な課題となっている。

本論文は、わが国の代表訴訟制度の母法たるアメリカ法の詳細な分析に基づき、企業グループにおける適切なコーポレート・ガバナンスを確保する手段として、多重代表訴訟制度は必要か、必要であるとすればどのような制度設計が望ましいかについて、包括的総合的な理論的検討を行い、深く掘り下げた成果を収めたものであって、特に次のような点で学術的に大きな意義が認められる。

第1に、従来は、多重代表訴訟制度の要否の問題が独立で論じられることが多く、他の制度との関連性についてほとんど論じられることがなかったが、本論文は、この問題を考えるためには、その前提として、通常代表訴訟制度一般に関する問題、および親会社取締役の子会社管理責任に関する問題について検討する必要があることを指摘し、検討すべき問題の所在を鮮明に提示する。

第2に、アメリカにおける多重代表訴訟制度について若干の先行研究は存在するが、それらは主に判例の状況を考察するにとどまっていた。本論文は、アメリカにおける同制度の起源にまで遡って詳細に分析を行い、学説における法理の発展過程とその内容についても、詳細かつ踏み込んだ分析を行っている。

第3に、本論文は、わが国における代表訴訟制度の意義について、理論および実態の両面からの分析に基づき、大規模な会社では、同制度は、損害の填補よりも、むしろ不正の抑止および法規範の形成の点において重要な意義を有しており、その便益は当該会社の株主にとどまらず、広く社会全体に及ぶことを指摘する。この見解は、同制度の意義について、従来は正面から明確には論じられることのなかった、注目すべき新たな視点を提示するものである。

第4に、本論文は、適切な責任関係の処理のあり方を事件の類型ごとに具体的に検討し、多重代表訴訟制度によらず、親会社取締役の子会社管理責任を追及することによる解決は、責任関係の処理上の問題が少なくないことを明らかにする。従前このような問題の存在は学説上意識はされていたが、本論文は、株主の間接損害に関する問題と平行に考察すべきことを提唱するなど、新たに緻密な理由づけを行うことに成功しており、注目すべきもの

である。

これらの点を勘案すれば、本論文が、わが国における多重代表訴訟制度に関する議論の理論的水準を飛躍的に高め、今後の議論に大きな影響を与える優れた業績であることは明らかである。

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいものであり、かつ、学界の発展に資するところが大きく、特に優れた研究であると認められる。また、平成26年2月6日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。